

大畑診療所の指定管理者の候補者選定結果

大畑診療所の指定管理者について、一部事務組合下北医療センター指定管理者選定委員会で審査した結果、以下の団体を指定管理者の候補者として選定いたしました。

なお、指定管理者の決定については、9月開催予定（実際は10月2日開催）の一部事務組合下北医療センター議会で議決を得た後となります。

- 1 公の施設の名称
一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所
- 2 指定管理者候補者
医療法人 章士会
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 選定委員会の審査結果等

【選定委員会の審査内容】

選定委員会では、主に次の審査基準に基づき審査を行いました（応募者が1団体であったため、採点は行っていません。）

- (1) 住民に平等かつ適切な医療及び併設介護老人保健施設運営事業サービスを提供することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が大畑診療所及び併設介護老人保健施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 大畑診療所及び併設介護老人保健施設の経営、管理を長期的に安定して行う能力を有していること。
- (4) 大畑診療所及び併設介護老人保健施設の運営に必要な人員を確保できる見込みがあること。
- (5) 現行医療水準を確保できる見込みがあること。

【選定委員会の選定理由】

むつ市内において医療施設の運営実績があるほか、人材確保や現行医療水準の確保が見込まれ、むつ下北の地域医療を守る強い熱意があるため。

【選定委員会の審査結果】

当該施設の医療体制及び財務状況を改善し、むつ下北の地域医療を託すことができると認められる。

5 今後の予定

- (1) 指定管理者の指定に関する議案提出 平成20年9月（実際は10月）
- (2) 指定管理者による管理開始 平成21年4月1日

一部事務組合下北医療センター
事業本部事務局 TEL 0175-22-2111(3872)